

令和5年12月1日

## ショートステイ信成苑

( 短期入所療養介護 )

\*\*\*\*\*

## 運 営 規 程

\*\*\*\*\*

社会福祉法人 いなほ会

## ショートステイ 信成苑 運 営 規 程

(運営規程設置の趣旨)

第1条 社会福祉法人いなほ会が開設する介護老人保健施設信成苑（以下「信成苑」という。）が実施するショートステイ信成苑の短期入所療養介護の適正な運営を確保するために、人員及び運営管理に関する事項を定める。

(目 的)

第2条 信成苑は、要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法（以下「法」という。）の趣旨に基づき、医学的管理の下での看護、介護や機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、また、利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の理念及び基本方針)

第3条 信成苑は、前条の目的を達成するために、次のとおり運営の理念及び基本方針を定める。

<理念>

私たちはご利用者を敬愛し、常に安心して喜んでいただけるよう支援します。

<基本方針>

- (1) ご利用者個々の状況に応じ、いたわりの気持ちで自立を支援します。
- (2) 安全で快適な安らぎの場を提供します。
- (3) ご家族や地域と連携し、温もりと潤いのある生活を支援します。
- (4) 職員の専門性を高め、笑顔のある明るい職場作りを目指します。

(施設の種類及び所在地等)

第4条 信成苑の種類及び所在地等は次のとおりとする。

- (1) 種類及び名称 : (短期入所療養介護) ショートステイ信成苑
- (2) 開設年月日 : 平成2年3月9日
- (3) 所在地 : 沖縄県中頭郡中城村字添石363番地
- (4) 管理者 : 山内 和雄
- (5) 介護保険指定番号 : 4751280027号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりである。

職種	員数	職務の内容
管理者	1人	施設の統括及び運営
医師	1人以上	利用者の健康管理及び医療の処置
看護職員	10人以上	利用者の保健衛生並びに看護業務
薬剤師 ※注	1人以上	医薬品の管理、利用者への服薬指導
リハビリテーション職員	1人以上	機能訓練の計画の立案と実施
介護職員	24人以上	利用者の日常生活全般にわたる介護業務
介護支援専門員	1人以上	ケアプランの作成及び契約業務を行う
支援相談員	1人以上	利用者に対する相談支援業務
栄養士又は管理栄養士	1人以上	栄養管理、献立立案、調理職員の指導及び給食業務
介護助手	1人以上	介護職員が行う利用者の介護以外の周辺業務等
事務職員	1人以上	庶務、経理、介護請求事務等
その他の職員	1人以上	施設の修繕・補修等の管理業務

※注：薬剤師業務は委託の場合有り

(サービスの内容)

第6条 信成苑は次のサービスを行う。

- ① 短期入所療養介護計画の立案
- ② 食事及び栄養管理
- ③ 入浴
- ④ 医学的管理
- ⑤ 看護
- ⑥ 介護（退所時の支援も行う）
- ⑦ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑧ 相談援助サービス
- ⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑩ 理美容サービス
- ⑪ 洗濯サービス
- ⑫ 介護認定申請代行
- ⑬ その他

\*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金を  
いただくものもある。

(施設サービスの利用料及び費用等)

第7条 第6条に規定する施設サービスの提供は、介護保険法、老人福祉法及び関係法令に規定する利用料負担により実施する。

2 前項の利用料負担による施設サービスのほか、次の各号に掲げる事項については、利用者から費用の支払いを受けることができる。

- 一 食事の提供に要する費用
- 二 居住に要する費用
- 三 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- 四 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供に要する費用
- 五 理美容代
- 六 前各号のほか日常生活において通常必要となるものであって、入所者に負担させることが適當と認められる便宜の提供

3 前項第六号に規定する便宜の具体的な内容及び前項各号に掲げる事項の具体的な費用については、管理者が別に定める。

4 第2項各号に規定する施設サービスの提供にあたっては、入所者又は身元引受人(家族等)に対し、その内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得るものとする。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(介護保険法 介護老人保健施設の運営基準 より引用)

(通常の送迎の実施地域)

第8条 信成苑の通常の送迎の実施地域は、中城村、北中城村、宜野湾市、沖縄市とする。

(虐待防止に関する事項)

第9条 施設は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に開催すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 事業所は、サービス提供中に職員又は利用者の家族等による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合には、速やかに市町村及び保険者に通報する。

(事業継続計画の策定)

- 第 10 条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する施設サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(事業継続計画)を策定し、当該事業継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。
- 2 施設は職員に対し、事業継続計画について説明し周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行うものとする。

(事故発生時の対応)

- 第 11 条 施設は、利用者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかにご利用者のご家族、市町村及び保険者に連絡をするとともに、必要な措置を講じる。
- 2 施設は、利用者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償をすることとする。

(非常災害対策)

- 第 12 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して、年 2 回以上（内 1 回は夜間訓練）の避難訓練、救出訓練を行い、つねに災害等の発生、予防に万全を期すよう努める。

(衛生管理)

- 第 13 条 常に利用者の保健衛生を保持するため、水道設備、厨房設備等の設備の衛生管理、定期的な施設内外の消毒、医薬品及び備品の適正な管理を行う等、日常的に衛生管理に努める。
- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- (1)施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会  
(テレビ電話等を活用して行うことができるものとする。)を概ね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2)施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3)施設において、職員に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(職員の服務規律)

- 第 14 条 職員は、関係法令及び別に定める社会福祉法人いなほ会の就業規則等の諸規

則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。

(秘密保持)

第 15 条 職員は、職員である期間及び職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。

2 職員は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならぬ。

(苦情解決の体制)

第 16 条 施設利用者からの苦情や相談については、苦情受付窓口を担当する職員を定めるなど体制を明確にし、苦情が受け入れやすく、迅速に誠意をもって解決できるよう努める。また、行政機関やその他の苦情受付機関も利用できるようにする。

(その他運営に関する重要事項)

第 17 条 信成苑は、利用者本人又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間等、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 介護に直接携わる職員の内、医療・福祉関係の資格を有しない者について、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 信成苑は、適切な介護予防短期入所療養介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を越えたものにより、職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(施設利用に当たっての留意事項)

第 1718 条 信成苑の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

(1) 面会について

- ・面会時間は原則として午前 9 時から午後 9 時までとする。必要な場合は、申し出により時間外も許可する。
- ・面会時には必ず面会簿に記名してもらう。
- ・面会時に持つてこられた食べ物は、必ず職員に声掛けしてから差し上げるようにする。

(2) 外出・外泊について

- ・外出・外泊は管理者（医師）の許可が必要。その際は必ず看護職員に申し出て「外出届」または「外泊届」を記入する。

(3) 病院受診について

- ・病院受診をご家族に依頼する場合がある。
- ・外出・外泊時等、施設外で予定以外の受診時は必ず信成苑の看護師へ連絡する。

- (4) 所持品には必ず名前を記入する。
- (5) 金銭・貴重品の持ち込みは遠慮してもらう。
- (6) 療養上の理由によりベッド又は部屋を移動することがある。
- (7) 喫煙は指定場所です。
- (8) 施設の設備・備品は本来の用途にしたがって利用する。
- (9) 利用者の「営利行為・宗教の勧誘・特定の政治活動」等は禁止とする。

#### 付 則

この運営規程は、平成 12 年 4 月 1 日より施行する。  
この運営規程は、平成 15 年 4 月 1 日より施行する。  
この運営規程は、平成 17 年 10 月 1 日より施行する。  
この運営規程は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。  
この運営規程は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。  
この運営規程は、平成 19 年 10 月 1 日より施行する。  
この運営規程は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。  
この運営規程は、平成 20 年 5 月 1 日より施行する。  
この運営規定は、平成 26 年 10 月 1 日より施行する。  
この運営規定は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。  
この運営規定は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。  
この運営規定は、令和 4 年 5 月 1 日より施行する。  
この運営規定は、令和 5 年 12 月 1 日より施行する。